

飼い主のいない猫対策事業に関するQ & A

Q1：支援対象は団体だけですか？

A1：この事業は飼い主のいない猫を地域猫として継続的に管理することを主眼としています。地域猫活動は個人では経済的にも時間的にも負担が大きく、また、その方が転居などの理由で活動ができなくなると1、2年で元の状態に戻ってしまいます。飼い主のいない猫の問題は、地域問題として地域で取り組むことが必要になります。そのため、個々の活動ではなく3名以上で構成したボランティア団体を支援の対象としています。

Q2：この事業は、不妊去勢手術が目的ですか？

A2：いいえ、野良猫の減少を図り、街をきれいにする活動です。この事業によって、次のような効果が見られると考えています。①不妊去勢手術を徹底することにより、猫が増えなくなる以外に、発情期の鳴き声・ケンカ・オス猫のスプレー（尿かけ）などの迷惑行動が減ります。②給餌のルールを決めることで、エサの散乱や置きエサにより起こる問題を防ぐことができます。③トイレの設置で糞尿の被害が減り、環境保全になります。以上のように総合的な対策を進めていく事業です。

Q3：外にいる猫にエサをあげてはいけないの？

A3：無責任なエサやりは近隣に迷惑がかかります。お腹を空かせているから可哀想という理由でエサを与えることは、その猫のためには決してなりません。猫を想っておこなった行為によって近所に迷惑がかかり、猫が嫌われる原因になるのは悲しいことではないでしょうか。本事業は猫が好きな人も嫌いな人も、そして外猫も共に暮らしていける地域全体の美化活動です。ご理解とご協力をお願いいたします。

Q4：どこの動物病院で手術しても助成は受けられますか？

A4：地域合意を基本とする本制度の成立に多大な尽力をいただいたこと、制度の注意や変更があった際に迅速に周知できること等の理由から、手術の協力獣医師は江戸川区獣医師会加盟獣医師としています。なお、協力動物病院はホームページに公表しています。

Q5：ボランティア団体の要件に「町会・自治会の合意」とあるが、一つの町会の合意が得られればいいですか？

A5：承認を受ける町会の数は、地域猫を管理する場所（活動する場所）の町会の合意が必要となります。管理場所が複数の町会にまたがる場合は、その全ての合意が必要となります。また、管理場所の状況によって隣接する町会の合意も必要となることがあります。

Q6：支援を受けているボランティア団体の連絡先を教えてくださいませんか？

A6：支援団体については団体名・代表者名・主な活動場所についてはホームページで公表しておりますが、連絡先は個人住所、電話となり個人情報保護のため公表しておりません。また、詳しい管理場所についても悪意による捨て猫が発生したため公表しておりません。しかし、団体に話を聞きたい等のご相談については、団体から了解が得られれば保健所の仲介で連絡先をお伝えしています。

Q7：地域ルールとは何ですか？

A7：町会や地域の話し合いで決めた猫の管理方法です。例として「定時・定点のエサやり」や「トイレの設置」等です。【エサの与え方】・エサは土地管理者の了承を得た決められた場所で、毎日同じ時間に与えます。・食べ終わるまでその場で待つか、30分程度経ったら片付けます。（食べ残しがあったり、食べに来ていない猫がいても片付けます） ※置きエサは不衛生だけでなく、カラスやハクビシンが集まり環境が悪化します。【トイレの設置】・エサ場の近くに猫のトイレを設置し、こまめに清掃します。

Q8：この事業の効果は出ているのですか？

A8：本制度により、管理場所によっては、すでに全ての猫の手術が完了した地域もあります。地域によっては近隣住民の方から野良猫の数が減り、それに伴って鳴き声や糞尿が減ったというお声もいただいております。一定の成果が挙がっています。昨年までの手術実施状況や猫の収容数の減少成果については以下の通りです。

